

新・もんじゅ訴訟 7月10日 第7回口頭弁論

もんじゅから250キロメートル以内の住民104名が、原子力規制委員会に対して、もんじゅに係る原子炉設置許可処分を取り消しの義務付けを求める訴訟を提訴しました（被告は国）。もんじゅ設置主体である日本原子力研究開発機構が訴訟参加し、三つ巴の闘いになっています。

2016年12月21日に「もんじゅ」廃炉が原子力関係閣僚会議において確定しました。しかし、国は高速炉の開発の方針は変えない等と明言しています。そして、もんじゅを運転する技術的能力がないばかりか、放射性廃棄物の管理さえままならない機構において、廃炉措置が可能なのか大きな疑問であったところ、本年6月6日、茨城県大洗町の日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターで、放射性物質が飛散し、作業員の男性5人が被ばくという国内最悪の内部被ばく事故が起こりました。「技術的能力」以前の、放射性物質を安全管理に細心の注意を払うという当然の意識が欠落していたとしか言えません。

私たちは、今後の廃炉措置にあたって、直面する技術的な課題を特定し、これを克服するための方針を、根拠を示して詳細に説明するべきであると主張しました。裁判を通じ、機構の廃炉への道のりを公開の法廷の場でしっかり監視し続けます。

「もんじゅや原発の問題は、いまや過疎・辺境の地、若狭や福島などのように、いわゆる「現地」だけに封印してはなりません」原告の中嶋哲演さんの言葉です。もんじゅの完全廃炉に向けたこの訴訟に、この首都圏からこそ、多くの方々のご参加をお願いします。

10:30～ 前段集会

東京地裁前、最寄駅：霞ヶ関A1出口
新・もんじゅ訴訟原告団、弁護団
原告団・弁護団裁判所へ入廷

11:30～第7回口頭弁論期日

東京地裁第103号法廷

13:00～記者会見・報告集会

参議院議員会館B109
最寄駅：永田町 1番出口

12時半頃～ロビーにて通行証配布予定

新・もんじゅ訴訟原告団（共同代表 中嶋哲演、同 池島英紀子、同 兼松秀代ほか）

新・もんじゅ訴訟弁護団（河合弘之、海渡雄一、福武公子、甫守一樹、大河陽子ほか）



呼びかけ団体 再処理とめたい！首都圏市民のつどい／原水爆禁止日本国民会議／日本消費者連盟／ふえみん
婦人民主クラブ／原子力発電に反対する福井県民会議

問合せ 弁護団事務局 03-5511-4386（さくら共同法律事務所／松田）
原告団事務局 0776-25-7784（原子力発電に反対する福井県民会議／宮下）